

被共済者死亡により配偶者以外の方が請求者となる場合

被共済者が亡くなられた当時、配偶者がいらっしゃらない場合、第2順位以下の遺族に請求権が発生します。

請求順位は、主として被共済者の収入によって生計を維持していた遺族が上位順位者となります。

退職金請求に必要な書類

1 退職金請求書

2 共済手帳

紛失の場合は、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」を提出してください。
「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」は、HPでダウンロードできます。

3 請求する人のマイナンバー入り住民票（原本）

マイナンバー(個人番号)の表示を申し出て、住民票の交付を受けてください。
発行から3ヶ月以内の原本。コピーしたものや切り離しは無効です。

4 請求する人の以下の身元確認書類のうち、いずれか1点のコピーを提出 ※ 以下の身元確認書類の提出が困難なときは、都道府県支部にご相談ください。

運転免許証（両面）

※有効期限内のもの

各種年金手帳

（氏名、生年月日、住所が記載されている面）

健康保険被保険者証

（氏名、生年月日が記載されている面）

※有効期限内のもの

パスポート（2020年2月3日以前発行のもの）

（顔写真、住所が記載されている面）

※有効期限内のもの

コピーした書類内の健康保険被保険者証の

・保険者番号、被保険者記号、番号

は、読み取れないようにマスキングしてください。

5 被共済者のマイナンバー入り住民票(除票)(原本)

6 5のマイナンバー入りの住民票(除票)がとれないときは、住民票(除票)のほかに被共済者のマイナンバーカード（両面）または通知カード（表面）のいずれか1点のコピーを提出

7 請求する人の振込先金融機関の口座確認書類

口座確認書類については、6ページを参照ください。

8 戸籍謄本（原本）

被共済者の出生から死亡まで全ての経過がわかる戸籍謄本

（改姓のご確認等で被共済者以外の謄本が必要になる場合があります。）

配偶者以外の親族が請求人となる場合は、被共済者との続柄により、必要な戸籍謄本などの提出書類が異なりますので、必ず事前に都道府県支部にお問い合わせください

9 「委任状」（建退共HPでダウンロードできます）

同順位が複数いる場合には、必要となります。